

【避難行動要支援者名簿に関する Q & A】

Q1 なぜ、このような情報共有のしくみづくりを行うのですか？

A

避難支援が必要な方がどこにお住まいか、近隣の方などが知らないと、いざという時の支援が間に合いません。大規模災害が発生した直後は、行政が十分機能しないことも考えられるため、災害時の備えとして地域で支え合うしくみづくりを行うものです。

Q2 同意をすれば、災害時に必ず助けてくれるのですか？

A

災害発生時に地域住民等から避難の支援を受けられる可能性が高くなりますが、必ず支援が受けられることを保障するものではありません。また、地域の支援者が法的な責任や義務を負うものでもありません。

Q3 施設入院や長期入院をしている場合、名簿の対象者とならないのですか？

A

名簿の対象者は在宅の方（一時的に入所、入院している方を含む）としています。施設への入所（例：特別養護老人ホーム、介護医療院、介護老人保健施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、グループホーム、障害者支援施設など）や、長期入院をしている方は、施設や病院での支援を受けるため名簿の対象者とはしていません。

Q4 施設から退所または長期入院から退院したのですが、どうすればいいですか？

A

施設等から退所・退院された場合は、各区役所総務企画課へ登録申請書をご提出いただければ、再度名簿へ登録いたします。

Q5 施設へ入所または長期入院となったのですが、どうすればいいですか？

A

施設等へ入所・入院された場合は、名簿の対象外となりますので、各区役所総務企画課へ廃止申請書のご提出をお願いいたします。

Q6 個人情報が広く知られるのではないかと不安なのですが？

A

同意された方の名簿情報を避難支援等関係者に提供する際には、災害対策基本法に基づき守秘義務が課されています。また、不必要に名簿情報を共有・利用しないなど、適正な情報管理をしていただくこととしています。

Q7 同意をしない場合、情報は提供しないのですか？

A

平常時からの避難支援等関係者への情報提供に同意しない場合でも、災害が発生する恐れがある場合は、災害対策基本法に基づき、避難支援等の実施に必要な範囲で避難支援等関係者に名簿情報を提供することがあります。

Q8 同意した場合、情報が地域の人すべてに提供されるのですか？

A

熊本市地域防災計画等に定められた避難支援等関係者（民生委員・児童委員、町内自治会、消防機関、自主防災クラブ、熊本県警察、市社会福祉協議会、校区社会福祉協議会、校区防災連絡会など）にのみ、避難支援等の実施に必要な範囲で、名簿情報を提供し、地域の住民すべてに提供することはありません。

Q9 名簿の外部提供の同意（または不同意）を取り消したい場合、どうすればいいですか？

A

変更申請書をご提出いただければ、同意状況を変更（同意を不同意に変更 または 不同意を同意に変更）します。変更申請については、専用ダイヤルへお問い合わせいただくか、各区役所総務企画課へお越しください。



【個別避難計画に関する Q & A】

Q1 作成した計画書はだれが持っておくのですか？

A

作成した計画は、熊本市にご提出いただくほか、平常時からご本人、ご家族、避難支援等実施者、その他関係者（担当事業所、かかりつけ医、学校等）などで共有しておきましょう。

Q2 提出した計画の内容が変わったのですが、どうすればいいですか？

A

修正いただいた計画を熊本市へ提出し、その情報を関係者間で共有してください。

Q3 計画を作成したら災害発生時に必ず助けてくれるのですか？

A

個別避難計画は、計画に基づく避難支援が必ず行われることを保障するものではありません。災害時には避難支援者の不在や被災などにより避難支援を行えない可能性もあります。

Q4 避難支援者は責任を問われたり、義務を負うことがありますか？

A

決して避難支援者の方が責任を問われたり、義務を負うものではありません。避難支援者の方をお願いするのは、あくまでも支援者自身の安全が確保され、協力ができる範囲での支援になります。

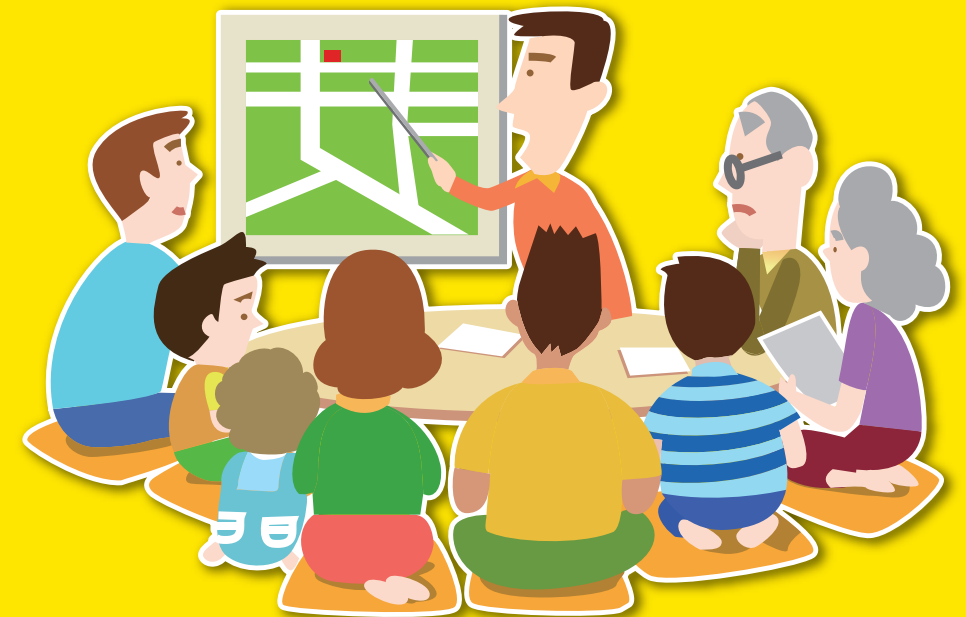
熊本市

避難行動要支援者制度 のご案内



近年、全国各地で発生している地震や風水害などの自然災害において、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等の避難行動要支援者の方々への防災対策が重要課題となっています。

熊本市では避難行動要支援者名簿を活用した「自助」「共助」の避難支援体制づくりの強化と、個別避難計画の作成推進を図ってまいります。



避難行動要支援者名簿への登録について

「避難行動要支援者名簿」に登録し、避難支援に関わる方への情報提供に同意しておきましょう。
まずは自分が支援を必要としていることを周りの方に知っておいてもらうことが大切です。

【避難行動要支援者名簿とは】

災害時に自力で避難することが困難な方（避難行動要支援者）の名簿を市が作成し、
避難支援にかかわる関係者に提供して、平常時の防災訓練や災害時の安否確認などに活用するものです。

■名簿の対象者

- ①要介護認定3～5を受けている者
- ②身体障害者手帳1、2級を所持している者
- ③療育手帳Aを所持している者
- ④精神障害者保健福祉手帳1、2級を所持している者
- ⑤指定難病医療受給者
- ⑥その他、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難と認められる
単身の高齢者又は高齢者のみの世帯の者、
障がいのある者、妊産婦、乳幼児、医療依存度の
高い者等であって、避難の支援を希望するもの

■名簿に記載される情報

本人の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の
連絡先、避難支援を必要とする事由（要介護度、障害等級など）など

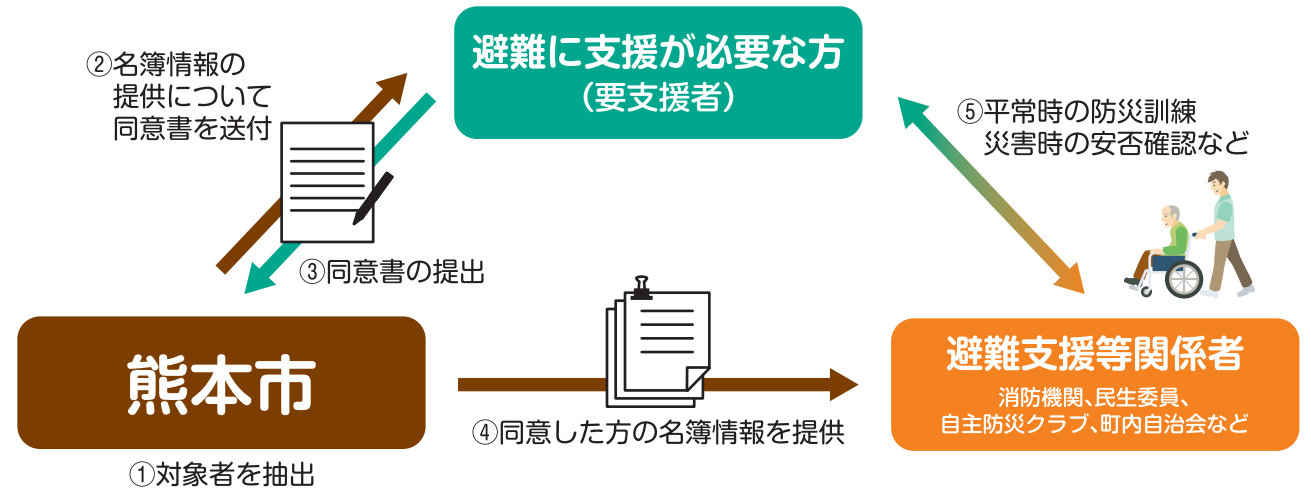
■名簿の提供先（避難支援等関係者）

消防機関、熊本県警察、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、
自主防災クラブ、校区社会福祉協議会、町内自治会、校区防災連絡会、
地域包括支援センター（ささえりあ）、障がい者相談支援センター など



名簿作成から活用までの流れ

- ①市が保有している情報に基づき、対象者を抽出。
- ②市から対象者に対して、平常時から関係者へ名簿情報を提供することについての同意書を送付。
- ③対象者から市へ同意書を提出。
- ④同意していただいた方のみを掲載した、「避難行動要支援者名簿」を作成し、
避難支援等関係者に提供
- ⑤平常時の見守り、防災訓練、個別避難計画の作成や災害時の安否確認や避難支援などに活用。



個別避難計画の作成について

災害時の避難先や支援方法などについて「個別避難計画」を作成し、支援に関わる方と計画書の内容を共有しておきましょう。
ご家族や支援してくれる方と話し合いながら、災害時の避難について考えておくことが大切です。

【個別避難計画とは】

災害時に「いつ」「どこへ」「誰と」「どうやって」避難するかなどを具体的に決めておき、災害に備えるための計画です。

■個別避難計画作成の対象者及び進め方

避難行動要支援者名簿に掲載されている方が計画作成の対象となります。熊本市では、河川の氾濫などによる浸水や土砂災害等の災害リスクや
本人の心身の状況等に応じて、福祉専門職にご協力いただきながら、優先的に計画作成を進めることとしています。

■優先度が高い方の個別避難計画作成（福祉専門職による作成）

優先度が高い方においては、ケアマネジャーや相談支援専門員等の福祉専門職にご協力いただき、段階的に計画作成を進めていきます。
優先度が高い方には、市から計画作成の同意確認を行います。
ご同意いただいた方の計画作成を、担当の福祉事業者へ委託を行い、計画作成を進めていきます。
優先度が高い方の条件は、熊本市ホームページ（二次元コード）からご確認ください。

■優先度が相対的に高くない方の個別避難計画作成（本人や家族等による作成）

優先度が相対的に高くない方の計画は、本人や家族等による作成を想定しています。
本人や家族等が計画作成にあたって支援が必要な場合は、下記の窓口へご相談ください。

<個別避難計画作成の支援窓口>

【熊本市社会福祉協議会】
中央区事務所…熊本市中央区新町2丁目4-27 熊本市健康センター新町分室内 ……TEL:096-288-5081 FAX:096-359-1880
東区事務所…熊本市東区秋津3丁目15-1 秋津まちづくりセンター内 ……TEL:096-282-8379 FAX:096-282-8389
西区事務所…熊本市西区小島2丁目7-1 西区役所内 ……TEL:096-288-5817 FAX:096-288-5917
南区事務所…熊本市南区城南町宮地1050 城南まちづくりセンター横 ……TEL:0964-28-7030 FAX:0964-28-8750
北区事務所…熊本市北区植木町岩野238-1 北区役所横 ……TEL:096-272-1141 FAX:096-215-3909
【熊本市 防災計画課・健康福祉政策課】
熊本市中央区手取本町1-1 熊本市役所本庁舎（防災計画課3階／健康福祉政策課10階） ……TEL:096-328-2368 FAX:096-359-8605



熊本市
ホームページ



Check

■ハザードマップを確認しておきましょう

ハザードマップで、地域の災害リスクなどを確認しておきましょう。
ハザードマップは熊本市危機管理防災部・各区役所で配布しています。



熊本市 WEB 版
ハザードマップ



■避難のタイミングを知り、早めの避難を心がけましょう

災害が差し迫り、避難が困難になった場合、熊本市から避難情報を発令します。

警戒レベル	新たな避難情報等	状 況
5	緊急安全確保	災害発生 または切迫
～＜警戒レベル4までに必ず避難！＞～		
4	避難指示	災害の おそれあり
3	高齢者避難	災害の おそれ高い
2	大雨・洪水・ 高潮注意報（気象庁）	気象状況 悪化
1	早期注意情報（気象庁）	今後気象状況 悪化のおそれ

「警戒レベル4 / 避難指示」
で危険な場所から
全員避難しましょう！

避難に時間がかかる高齢者や
障害のある人、その支援をする人などは
「警戒レベル3 / 高齢者等避難」
で危険な場所から早めに避難を
開始しましょう！

■熊本市防災情報ポータル

「熊本市防災情報ポータル」で緊急情報、避難情報、気象情報、
避難所開設情報などを公開しております。



熊本市防災情報
ポータル